

別紙1

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や
就労継続支援A型・B型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供について

1. 在宅利用の対象者

今般の臨時的な在宅でのサービス提供については、本来通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ない者が対象となるところ、今般の新型コロナウイルスへの対応のため、通常を受給者証をお持ちであれば、通所利用が困難であることの要件は問わないこととします。

2. 届出について

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供の届出」（別紙2）により、臨時的な在宅でのサービスの実施開始日及び対象とする利用者を宿毛市福祉事務所宛てに届出が必要となります。別紙2での実施開始日の届出をもって本取扱いの適用とします。届出は郵送とし、郵便の到達が実施開始日後となっても差し支えありませんが、速やかに届け出てくださいますようお願いいたします。

※事業所の運営規定の変更は不要です。

※利用者の市役所への改めての支給申請等は不要です。（通常を受給者証（通所・在宅利用を問わない）をお持ちであればサービス提供可能）

3. サービス提供について

サービス提供に係る要件については、平成19年4月2日障発第0402001号厚生労働省障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成30年4月10日障発0410第1号一部改正）により定められているところですが、本取扱いについては次のとおり緩和します。

- ①通常の仕事所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために、必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
なお、在宅利用の支援にあたり、在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューについて個別支援計画に位置づけること。

②在宅利用者の支援にあたり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

※日報の様式は任意でかまいませんが、参考までに例示します。

③緊急時の対応ができること。

④在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

⑤事業所職員による訪問又は利用者による通所、電話等により評価等を1週間に1回は行うこと。

⑥在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は職員による訪問、利用者による通所、電話等により訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

⑦⑤を実施した際に、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥の実施に置き換えて差し支えない。

【 留意事項 】

在宅支援の内容については、厚労省事務連絡(令和2年4月13日付「第4報」)にもありますように、**個々の状況に応じて支援方法をご検討ください。**

安否や体調を電話で確認するだけでは報酬算定は認められません。

先ず、個別支援計画を見直していただき、利用者本人やご家族の意向・希望や特性等を踏まえて在宅での支援内容を決めてください。

作業所での作業を通じて、

- ・労働習慣(身だしなみ、ルールを守る、一定時間仕事に耐える体力をつける等)
- ・人との対応(感情のコントロール、注意された時の対応等)
- ・日常生活管理(基本的な生活リズム、金銭管理、余暇の過ごし方等)
- ・健康管理(体調管理、服薬管理、栄養管理等)

が身につけられるよう接して下さっていたと思いますが、通所再開の際に利用者がスムーズに通所ができるようリズムの維持・管理のための支援をお願いします。

[例] 利用者にあわせた生活記録、体調チェック表の作成支援

- ・在宅における活動内容のアドバイス(掃除や洗濯、家で行える簡易な運動等)
- ・利用者宅で行える課題を作成し、取り組んでもらう。
- ・利用者と電話、電子メールにより、常に連絡を取り合える環境を整備し、適宜助言を行い、また相談に応じる。

4. 障害福祉サービス費の請求について

請求方法については従来どおり国保連合会への請求となります。

なお、在宅支援を行った場合は、以下のとおり報告書を提出してください。

《 提出書類 》

「在宅利用中の支援体制に関する報告書（別紙3）」

《 提出期限 》

在宅支援を行った月の翌月の15日まで

※利用者確認欄の記入及び押印が提出期限に間に合わない場合は、必ずご連絡ください。記入・押印後の提出で差し支えありません。

《 提出先 》 宿毛市福祉事務所（〒788-8686 宿毛市桜町2番1号）

5. その他

(1) 本取扱いの対象者は宿毛市で支給決定を受けている利用者に限ります。

他市町村の支給決定者については援護の実施者にご確認ください。

(2) 今回お示ししている内容については、従来の在宅利用の要件及び手続き等を変更するものではなく、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取り扱いですのでご注意ください。